

令和2年度 宮城県環境影響評価技術審査会 会議録

- 1 日時 令和3年3月26日（金）午後2時から午後4時まで
- 2 場所 WEB会議
（宮城県庁行政庁舎11階第二会議室）
- 3 出席委員（12名）※オンラインによる出席
石井 慶造 東北大学 名誉教授
伊藤 晶文 山形大学 人文社会科学部 教授
内田 美穂 東北工業大学 工学部環境応用化学科 教授
太田 宏 東北大学 高度教養教育・学生支援機構 助教
田口 恵子 東北大学大学院 医学系研究科 准教授
永幡 幸司 福島大学 共生システム理工学類 教授
野口 麻穂子 森林総合研究所 東北支所 主任研究員
平野 勝也 東北大学 災害科学国際研究所 准教授
牧 雅之 東北大学 学術資源研究公開センター植物園 教授
丸尾 容子 東北工業大学 工学部環境応用化学科 教授
村田 功 東北大学大学院 環境科学研究科 准教授
由井 正敏 一般社団法人 東北地域環境計画研究会 会長

（参考）

傍聴者人数：0名（報道機関：0名）

4 会議経過

（1）開会（事務局）

本審査会は13人の常任委員及び1人の専門委員で構成されており、開会時点で常任委員13人中10人の出席のため、環境影響評価条例第51条第2項により、会議が成立することを報告。

県情報公開条例第19条に基づき、審査会を公開とし、会議録についても後日公開すること、うち、個人のプライバシー及び希少な動植物等の生息・生育に係る情報については、同条例第8条及び情報公開法第5条に基づき非公開となることを確認。

（2）挨拶（環境生活部次長）

みなさま、こんにちは。環境生活部次長の安藤と申します。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、宮城県環境影響評価技術審査会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、昨今のコロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえまして、飲食店での感染拡大防止のポスターの周知について御協力賜りましたこと、改めて御礼申し上げます。

今年度の技術審査会は、今回で最後となりますが、風力発電事業の審査件数の増加

を背景と致しまして、5月21日に第一回を開催してから、今回でなんと15回目となりました。度重なる審査会への御協力、本当にありがとうございました。改めて御礼申し上げます。

本日は令和3年1月15日に審査賜りました「(仮称)稲子峠ウィンドファーム」の環境影響評価方法書に係る答申案について御審議いただきます。また、本審査会の運営に関しましては、コロナウイルスの影響の長期化や働き方改革の推進により、今後もウェブシステムを活用していきたいと考えております。このことから、ウェブシステムを用いた運用規程について改めて整理いたしましたので、委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。

詳細については後ほど担当から説明させていただきます。

本日はどうぞよろしく申し上げます。

【事務局】

それでは、ここから議事に入りたいと思います。環境影響評価条例第51条第1項の規定により、議事につきましては平野会長に議長をお願いしたいと存じます。会長よろしく申し上げます。

(3) 審査事項

① (仮称) 稲子峠ウィンドファーム 環境影響評価方法書について (答申)

【平野会長】

それでは議長を務めさせていただきます。審査事項1「(仮称)稲子峠ウィンドファーム 環境影響評価方法書について」です。本件については、稀少種の生息場所の特定に繋がる情報が含まれていないとの報告を受けておりますので、審議を分けずに進めたいと思います。先ず資料1-1から資料1-2について事務局から説明いただき、引き続き資料1-3から資料1-4について参考人の皆さんから説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

【事務局】

資料1-1、資料1-2について説明。

【参考人】

資料1-3、資料1-4について説明。

【平野会長】

それでは質疑に入りたいと思います。

今日は欠席の委員はいらっしゃらないのでしたよね。

【事務局】

本日は山本委員が御欠席ですが、事前にコメント等はいただいております。

【平野会長】

はい、了解です。

それでは先生方、御質問、コメントいただきたいと思います。

石井先生、お願いします。

【石井委員】

放射線のところですけど、前回言い忘れたのですが、採取する表層土壌の厚さは1センチですが、その上のリター層とは分けて測定してほしい。落葉や腐葉土の部分の放射性物質濃度が高い場合は、適正な処分について留意することが必要なもので、そのように検体を採取していただけないでしょうか。

前回の意見（資料 1-3 審査会指摘事項と事業者回答）では、分けて採取する記載がないのですが、やはり腐葉土と土壌は違うので、分けて測ってほしいというわけです。最近是他事業においても分けて測定するよう意見を述べておりますので、本事業でも同様に対応していただきたい。よろしいですか。

【参考人】

承知しました。

【平野会長】

関連しますが、資料 1-3 放射線の量②について。石井先生がおっしゃったように、リター層があり、その空間線量が高い場合、法律における基準以上に、処分先の住民の方々がナーバスになっていて、法律に適合していて通常ならば処分できるケースであっても、事実上処分できないことも起こっているようです。その場合、保存管理計画も含めて考えていかないと、適切な処理になりませんので、御留意いただければと思います。法律を守っているから大丈夫という答弁は正しいのですが、現実そうはいかない世界もあるようですのでご留意いただければと思います。よろしいですよ。

【石井委員】

平野会長、ちょっとよろしいですか。

【平野会長】

はい。

【石井委員】

リター層の方が法律は厳しいです。土壌の方が意外に（基準が）甘い。（測定の結果）リター層が 200 ベクレルを超えればかなり問題になると思います。

【平野会長】

はい。処理に関しても念頭に置きながら、実際測ってみて濃度が高いようだったら、処理まできちんと考えて対応を検討する、でもいいのかもしれませんが、よろしく願いします。

【参考人】

承知しました。

【平野会長】

他、いかがでしょう。

【伊藤委員】

地形地質について回答いただき、特に①についてはずいぶん前向きに捉えていただいているな、と思います。今回いただいた補足資料は、前回の審査会（1月15日開催）前に作成されたものですよね。作成年月日を見ると、令和2年12月の記載になっているので。

【参考人】

はい。

【伊藤委員】

それを確認したかったのは、やはり15号道路（補足資料上の管理用道路の通称）を通るルートがかなりまずい状況になっているな、と見えたものですから。できれば避けていただいた方が、住民の方も非常に安心されるのではないかな、と思います。

今回、補足資料1ページ目のところで、発生土流用盛土を示していただいているのですが、その中の発生土流用盛土1、平面図でいう(21)ですね、ここの谷を盛土で埋める計画ですよね。

【参考人】

はい。

【伊藤委員】

この流域は前回指摘した土砂災害特別警戒区域として坂の下沢というものを示していますが、その東側に存在している峠田町頭沢という指定されている溪流の流域の、まさに一番、ここから土石流が始まるのではないかと、というところに盛土する計画になっているというのは、かなりまずいのではないかと思います。計画は今回の指摘を踏まえて今後変更されていくかと思いますが。（補足資料によって）盛土の状況が見えましたので、土石流関連では坂の下沢のみ指摘していましたが、それに加えて、東側に隣接し、土砂災害特別警戒区域に指定されている峠田町頭沢も併せて指摘しておきますので、今後の計画では忘れずに事業計画から避けてほしいというお願いです。

【平野会長】

この件、この発生土流用盛土に関してはやはり補足資料1ページ目の案内図を見ていただければわかりますが、管理用道路のほとんどが切土なんですよね。これはフォーメーションを、道路の高さをちょっと上げるだけで、切土と盛土のバランスが劇的に改善するはずなので、まずはそれをやっていただいて、残土捨て場を設置しない方向で考えていただくのが筋かと思います。ただ、購入土は値段が高くなるので、安全側を見て、やや残土が発生する程度設計になるかと思いますが、その置き場は伊藤委員ご指摘のとおりなるべく土石流等々の危険が無いところに設置いただくと。そういう手順で考えていただくと何もかもうまくいきそうな気がします。いかがでしょう。

【参考人】

改めて御指摘ありがとうございます。伊藤先生、平野先生がおっしゃるとおり、建設会社からもそのような形で検討していくべきだと御指導いただいています。おっしゃるとおり、今後切土盛土のバランスを十分に考えて。方法書のタイミングで設計を行った中では残土が出てしまいましたので、なるべく次の設計の中では残土処分場を作らない形で切土盛土のバランスを考えていく方向で進めておりますので、御指摘の観点から検討してまいります。

あと、新しく御指摘いただいた土石流危険警戒区域に関しても十分に配慮して、もし残土処分場が作られる場合には、その部分にも目を向けて検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

【平野会長】

よろしくをお願いします。方法書段階でこのような図面を作成していただけると、こちらも建設的な意見を言えるので非常にありがたいです。

伊藤先生すみません、話の腰を折りました。続きをお願いします。

【伊藤委員】

追加で指摘②、地すべりの方ですね。七ヶ宿町長意見でも気にされている点なのですが、地すべりについては地形を詳細に把握、検討されているという御意見だったので、安心しているのですが。今後、実際に風車を立てる段階になると、今度は重力関係が変わってくるので、おそらく地すべり地に設置を検討する場合は斜面の安定解析をされると思うのですが、改めて安定解析もきちんと適切に行ってください、と指摘させていただきます。

【平野会長】

よろしいですね。

地盤の安定解析は当然設計の中でやられると思いますが、その結果を環境影響評価にも反映していただくと、環境影響評価の方が（図書の縦覧等によって）情報が公開される仕組みになっているので、住民の方々も含めて地元が安心されると思います。

【参考人】

御意見ありがとうございます。いただいた御意見は建設会社にもフィードバックして、そのような観点から検討したいと思います。

【平野会長】

よろしくをお願いします。

【太田委員】

資料1-3, 全般的事項①の回答ですが、今回方法書ということで、保安林の保水能力等に関する影響の有無の評価をどうやってするのか、記載が無い気がするのですが。どうやってするのでしょうか。

【平野会長】

参考人の方、どうぞ。

【参考人】

保水能力の評価については、おそらく保安林解除の協議の中でやられるのではないかと思います。不勉強でお答えするのが非常に困難です。申し訳ありません。

【平野会長】

いや、保安林解除の手続きでは当然必要ですが、環境影響評価の項目にもあるわけですので、アセスの準備書のところで記載されているといいな、とは思えるのです。その辺、保水能力というのは評価するのが難しいのでしょうか。

ただ、面整備ではなく管理用道路を含めてもほぼ線整備なので、尾根筋がメインであるとは影響がないだろうと直感的には思えるのですが、なんらかの指標があるとわかりやすいと思います。いかがでしょう。

【参考人】

基本的には、これまでの他県での保安林内の風力の事例をみると、保安林の細かな保水能力等の観点で環境影響評価を行った事例は私の知見にはありません。難しい側面があるとは思いますが、例えば、ある程度定性的にはなりますが、改変面積の観点など、保安林に対する影響の予測評価を準備書の中で取り入れられないか検討していきたいと思います。

一方、保水、森林機能が損なわれないかどうかについては、先ほど事業者から説明したとおり、保安林解除や林地開発の協議の中で細かに審査される内容だと思います。その中で具体的な内容を別の許認可で協議されるのかという情報も確認し、準備書の中で取り入れられそうなものがあればその内容を反映していきたいと考えております。

【太田委員】

本来、方法書なので、どういう方法で行うのか、方法書で書いていないとまずいと思

います。なので、保安林解除だけではなく、環境影響評価でも示していただきたいと思っています。

【平野会長】

よろしくをお願いします。他、いかがでしょう。

【丸尾委員】

前回コメントしなかったのですが、廃棄物と放射線について。伐採木についてですが、震災から10年経って、例えば薪を灰にしたときに200倍くらいセシウムが濃縮されるデータが出てきたので、できれば伐採木の発生量や処理方法を加味して準備書で記載してほしいと思います。七ヶ宿町長意見でもありましたので、ぜひお願いします。

【参考人】

承知しました。準備書段階で取り入れたいと考えています。

【平野会長】

ぜひお願いします。

由井先生、お待たせしました。

【由井委員】

動物の⑤、猛禽類調査の可視範囲図の関係ですけれども、今日の補足資料2に可視範囲図の全体を色刷りでまとめていただいています。一応（事業区域の）中央部はカバーできているように見えますので、これはいいと思うのですが。この辺で重要な猛禽類はイヌワシとクマタカです。営巣地情報はしゃべらないので（非公開審議としなくても）大丈夫ですが、イヌワシについては当初、近くに営巣地がないので大丈夫と思っていたが、七ヶ宿長老風力発電事業の準備書を見ると、3カ所でイヌワシの成鳥が確認されました。かなり近いところですね。そのため、山形県境あるいは蔵王の方に向けて成鳥がどこかで営巣か漂浪していると思います。このため、現在事業区の中は、本編222ページに伐採地がありますけど、ピンク色の伐採地が1カ所しかないようで、あまりここは森林施業、伐採利用はされていない場所だと思います。そこに作業道や風車ヤードができると、餌狩場になるので注意が必要なんですけども。当面、この事業区域というよりイヌワシが来そうなのは、一つは七ヶ宿スキー場、これの非営業期に、こういう租開地が好きなので飛んでくると思います。それでこの可視範囲図ですと、七ヶ宿スキー場はカバーされているように見えます。ところが、イヌワシはブナ林のギャップが大好きなんですけど、ブナ林については、113ページのブナ林の分布図とこの可視範囲図を重ねると、この補足資料2の可視範囲図の黄緑色の範囲のちょうど半分がブナ林にかかっている、半分は見えていないのですよ。そのブナ林とか、スキー場にイヌワシが餌取りに通ってきたときに、事業区域内を通過する可能性があるんで、特にブナ林、七ヶ宿スキー場は可視範囲図でカバーされているけど、ブナ林全域はカバーされていないので、ここに調査地点の追加を是非お願いしたいのですがいかがでしょうか。

【参考人】

コメントありがとうございます。まずイヌワシの飛翔に関してですけれども、スキー場も含めて全体的に視野がとれる形になっておりますので、ブナ林はピンポイントで見えていませんが、その周辺部は見えていますので、まずはイヌワシが飛来しているのかということをしつかり確認したいと思っています。その結果、ブナ林をよく使っている場合などという場合には、もう少し雪解けの時期になりますと深く調査に入れますので、さらに調査地点の追加ですとか、考えていきたいと思っています。今の時点では全体的に観察していく方向に注力していきたいと思っています。

【由井委員】

はい、わかりました。よろしく申し上げます。以上です。

【平野会長】

由井先生、それでよろしいのですか。ことはイヌワシなので、もうちょっと慎重な対応でもと思ったのですが。

【由井委員】

まず1年やってみて、出なければ大丈夫なんですけど、出るようであればより綿密な調査が必要だと。繁殖期を跨いで1年半やるような前提が環境省のマニュアルに書いてありますから、今の回答でたぶん大丈夫だと思いますけど、相当綿密にやっていただきたいと思っています。

【平野会長】

はい。わかりました。事業者の方、よろしく申し上げますね。
他、いかがでしょう。野口先生。

【野口委員】

今の由井先生の御指摘で、イヌワシの生息の可能性があるかもしれないということで、ちょっと関連して一言お伝えしておきます。

今回の事業区域の中ではそれなりに人工林の区域が多いかと思っています。現時点では、あまり活発に伐採されていないとのことですけれども、将来、収穫する林齢に達したときに、収穫が進んでいくことが考えられます。ただ、イヌワシが生息している状態で、風車が回っていて、もし収穫をしてしまうと、収穫した後の伐採跡地にイヌワシが餌を採りにきて風車に衝突するリスクが高くなることがあるので、私が伺ったところによれば、生息している状態だと事実上伐ってはいけない状態になってしまうようなのですが。なので、そのあたりは山林所有者さんとの調整が今後必要となってくる可能性があると考えられますので、留意していただきたいと思っています。

【平野会長】

よろしいですか、参考人の方。

周辺のスギ林を所有する方と、事前にそういう可能性があることをお伝えしておくことが信頼関係の上でも大事かと思imasので、よろしく対応していただきたいと思imas。

はい、太田先生。

【太田委員】

沈砂池に関してなんですが、構造はまだ決まっていないという話でしたけれども、わりと細かくというか多数設置するようなので、もしかしてこれは拵みたいなかたちもありうるということなのでしょうか。

【参考人】

すみません。形についてはまだ決まっていないのでお答えすることはできません。

【太田委員】

懸念だけ先取りいたしますと、垂直な壁をもつようなタイプですと、（地表性の動物に対して）落とし穴としての影響がでてきますので、そちらも考慮するようにお願いします。

【参考人】

かしこまりました。

【平野会長】

他、いかがでしょう。よろしいですかね。

御欠席の山本先生が前回気になさっていた、特に T15 という風車はもう少し南の方に下がっていただけるといろんなことがよくなっていく気がしますので、そこも含めてさらなる影響の軽減を考えつつ事業を進めていただけたらと思imas。ということで参考人の皆様、今日はありがとうございました。これで質疑を終わりたいと思imas。

<参考人 切断>

【平野会長】

では、答申の形成に移りたいと思imas。事務局から資料 1-5、資料 1-6 の説明をいただき、審議したいと思imas。

【事務局】

資料 1-5、資料 1-6 について説明。

【平野会長】

はい、ありがとうございます。追加修正すべき点も含めて事務局から御提案いただきましたので、それに則っていきましようか。

全般的事項はこんな感じでよろしいですかね。

では、個別の案件に移りたいと思います。

まず騒音。これは今までの、特に前回の先生方の御意見をふまえて書いております。だいたい通例通りかと思いますが、永幡先生、よろしいですね。（永幡委員了承）

水質については、少し上流で調査をちゃんとやりましよう、前回の議論そのままでございます。これもよろしいですね。

一つ課題なのは、次の地形及び地質で、今回方法書にはないんだけど、参考資料として大規模な土捨て場、しかも沢の上の土石流の危険性が高いと思われる、土石流の発生原因を作ってしまうと思われる図面が参考資料として出てきた件についてどう扱おうかですが、事業者も丁寧にやろうとしているので、逆にちゃんと一言書いてもいいんじゃないかと。「なるべく残土を伴わない管理用道路の設計とすること」「それでも残土が発生する場合は土石流等の危険の低い箇所を選定して処分すること」とか、その手の文言を入れた方がいいと思うのですが。伊藤先生いかがですか。

【伊藤委員】

残土処理についてきちんと触れてもいいかと思うのですが、現時点でも地形及び地質の2行目から3行目に相当するところで、「風力発電設備及び取付道路等の付帯設備」と書いてあるので、こちらに残土置き場も入ってくると解釈してくれているかと思うのです。もし必要であれば、この文言の間か、「取付道路」の後ろに「盛土場の設置」とか「残土置き場の設置」とか、そういった文言を入れるという形でまずは示していくと。

あと、2行目、溪流の名称として、坂の下沢を括弧書きで入れているのですが、その後ろに「及び峠田町頭沢」というふうにしちゃんと溪流の名前を答申でも文言を入れると、今回のこちらの意図が文面でも伝わるかな、と思います。

【平野会長】

そうしましようか。事業者としても、今回参考資料として見せていただいた設計ではお金がかかるので。土工の切土盛土のバランスをとると、費用が下がるはずなので、彼らにとっても金銭的なインセンティブがあるのですよね。そういう案件なので、我々が目くじらを立てて念を押して置く必要もない気もするので。事務局の方で伊藤先生からいただいた沢の名前を足す件と。まあでもちょっとだけ加筆しますか。なるべく小さい土捨て場にしろというような話を入れて、土捨て場を設置するにあたっては土石流にちゃんと気をつけてやりなさいと。文言は私に一任いただいてよろしいですか。ちょっとだけ土捨て場について加筆したいと思います。

それから動物関係、ここは生態系が豊かなので項目がいっぱいありますが、まず一つ目、バットストライクやバードストライクのための最新の影響を低減する機械、装置を導入するよという話と。

次はコウモリですね。毎回出ておりますが、高いところも調査可能なものをいれなさ

いと。この2点，由井先生よろしいですね。

【由井委員】

ちょっと変更といいますか。4のイの「カットイン風速の変更機能等」と続いていますけど、3行目の「機種採用に向けた」とする「機種」が明確ではないので。風車のことを言っているのか、バットストライクを防ぐ装置を言っているのかわからないのでちょっと追加します。3行目、「回避及び低減する手法が適用可能な“風車”機種採用に向けた」と明確化してほしいと思います。

それからロですけども、1行目の末尾ですね、ここの風車が高さ208mになる可能性があるんで、150では足りないんで、すみません、200mにしてください。

それと、ちょっとコメントしたいんですけども、この文書を書くとき、コウモリを愛するグループからかなりいろいろ意見が出るんです。しかし、私が述べていることはすべて文献に基づいて、「LEDライトで紫外線カットしたものは高空を飛ぶコウモリに影響がない」という文献があり、それに基づいて述べておりますので私は問題ないと思っています。これは補足のコメントです。

【平野会長】

わかりました。私どもは由井先生を信じる以外の方法はございませんので。

文言としてはこれでよろしいですね。200mに修正して。

かもこれでよろしいですか。これも前回の御指摘と思いますが。

【由井委員】

まず、ハとニを合併したいと思います。二の「カエル類の鳴き声調査を実施すること」の後に、「また」としてハをつなげてもらって。それぞれ独立だとちょっと大事すぎて気恥ずかしいので。太田先生いかがですか。

(太田委員了承)

【平野会長】

はい、いいですね。

ではハとニは合併しましょう。

【由井委員】

現況のハの1行目、「捕獲後個体が死亡しないように」について、捕獲後だけでなく捕獲中にも死亡するので、「後」をとって「捕獲個体が死亡しないように」としてください。

それから、への、先ほどの猛禽類の可視範囲図のことですけど、中央部には一応（調査地点が）ありますけど、まだ全部が見えていないわけではないので、「事業区域の中央部や周辺ブナ林に」ということに追加してほしいと思います。

【平野会長】

それについてですけど、冒頭にイヌワシを頭出しした方が良い気がするのですよね。いかがでしょう。「イヌワシの飛来の可能性が高い」とか。

【由井委員】

あまりイヌワシを強調すると、逆に見に来られても困る気がするんです。事業者は先ほど聞いていてわかっていたから、（記載しなくても）大丈夫です。

【平野会長】

ではいいですかね。「普通に猛禽類を調べるだけなのにこんなにコメントするんだ」って感じになっちゃう気もするのですが。

【由井委員】

ただ、中央部の上側が見えていないのは事実で、クマタカでも同じことが言えますので、猛禽類は猛禽類で良いし、限定するなら、「イヌワシ、クマタカ等の」と入れますけども。まあ、なくても良い気がします。

【平野会長】

わかりました。由井先生の御経験を信頼してこのままいきましょう。

【由井委員】

それからもう一つ。七ヶ宿町長からクマ、サル、イノシシの意見が出ていました。前にも鳴子付近の案件で追加した記憶がありますので、それを入れたいと思います。今から文章を簡単に述べます。「クマ、サル等の生息環境の保全のために、季節移動を含め、綿密な生息実態調査を行い、事業計画へ反映させること」。それともうひとつ。実際に風車を作って作業道や林道が作られて余計人が入ってくることがあるのですが、現実にこの付近が現在、キノコ採り、山菜採りや魚釣り、狩猟に使われているかどうか、その現況を把握する必要があるので、今の文章の末尾にこう付け加えます。「また、住民等による現況の事業区域内の森林の利用状況も調査し、参考にすること」と入れたいと思います。もしわからなければ事務局、後でメールください。正確に述べますから。

【平野会長】

反対意見はないですよ。では、由井先生がおっしゃるとおり付け加えたいと思います。

野口先生がおっしゃっていた、もし本当にイヌワシが飛来しているような状況であると、将来、スギを伐採して収穫しようとするときイヌワシのバードストライクが起きるリスクが極めて高くなってしまいますので、伐採できなくなるみたいな話はどうでしょうか。

【由井委員】

では私の方から。

岩手県の類似のイヌワシの生息する場所の案件でも、コメントは知事意見で出しています。「イヌワシが生息するところでは風車の回り 1km 以内は供用期間中 20 年間は伐採しないように」とかなり厳しい意見は出しています。ここも将来伐採される可能性はありますので、森林施業計画、あるいは地域森林経営計画、それから国有林も施業計画を持っていて、5年とか10年先も計画ができていますよね。そういうのを事業者に参加にしてもらって、近未来の、「供用期間 20 年間の伐採施業計画を把握して、保全対策に利用すること」と。そういうことを、野口先生の意見をふまえて追加した方がわかりやすいですかね。

【平野会長】

ただこの場合、イヌワシがいる場合の条件付きの世界かと思いますけど。「希少猛禽類の行動が確認された場合、施業計画等を参照しつつ、山林所有者の合意を得ること」とかそんな感じですかね。

【由井委員】

そうですね。野口先生、文案を考えて事務局へ出してください。

【平野会長】

野口先生よろしいですか、お任せして。

【野口委員】

わかりました。

【平野会長】

非常に重要な指摘だと思いますので、我々の意見としてきちんとあげておきたいと思っています。

動物について、他、いかがでしょう。

はい、太田先生。

【太田委員】

事務局から口頭でお話がありましたが、それを考えると、文書をもっと簡略化してしまつて、「沈砂池が生物に与える影響について、予測及び評価すること」だけにしてしまうと、プラスの影響もマイナスの影響もここに含めてしまうというのはいかがでしょう。

【平野会長】

別に短くしなくてもいいんじゃないでしょうか。このままでも良い気がするのですけど。

【太田委員】

そうすると先ほどの沈砂池の構造が未定なので、という話が逆に長くなってしまいうような。

【平野会長】

なるほど。わかりました。「沈砂池“等”」と入れて太田先生がおっしゃった文言にしますか。

【太田委員】

はい。

【平野会長】

では、その方向で。これ、文言は事務局で作っていただけますね。お願いします。

では植物以降、いかがでしょう。放射線は後回しで、植物から温室効果ガスまでで御意見ございましたらお願いします。

はい、野口先生。

【野口委員】

前回指摘した南側の林道の部分は、今回計画図では今のところ使わない予定のようでしたので追加指摘はしていないのですが、基本このままで良いかとは思いますが。

【平野会長】

このまま残した方が良いでしょう。そうしましょう。

はい、由井先生。

【由井委員】

生態系のクマタカのところです。1行目の一番最後、「雪解け期における」と限定しているのですが、先ほどの事業者回答では年間調査するような回答でした。雪解け期が実際大事で簡単に調査できるので、「雪解け期“等”における」と入れていただけますか。

【平野会長】

「雪解け期“を含む”」が良いのではないですかね。

【由井委員】

良いですよ。本当は、雪解け期に調査をすれば、ほぼ全部一発で正確なデータが取れるのですが、事業者がやると言っているのだから、「雪解け期“を含む”」が良いです。

【平野会長】

では事務局の方で修正をお願いします。

それでは、放射線のところです。リター層の扱いをどうすれば良いのかということと、

丸尾先生から御指摘いただいた伐採木の扱いについて。これ、類似の答申ありましたよね。どこかでちゃんと伐採木の話とリター層の扱いの答申を書いた記憶があるのですが。これ事務局一任でよろしいですか。直近の同様の事例を参考に作文いただくと。はい、石井先生。

【石井委員】

最近、私がリター層と土を分けて測ってくださいという理由はですね、土とリター層の規制値が一桁違うのですよ。リター層がずっと低いのです。規制値は400 Bq/kgと低いのに、現実には400を超えているのが結構ある。それに対して土は1,000 Bq/kgとか2,000 Bq/kgとか、8,000 Bq/kgまで本来はオクケーと言われているくらいで、そこら辺の扱いが全然違うので。実際、山菜とかキノコに影響を与えるのはリター層なので、そこはしっかりやっていかないとダメだという意味で分けて測定するようにと。最近言っている理由はそういうことなのです。だから最近の事業に対して、ちゃんと分けて測ることと言っていたのです。（この事業についても）これまでの事業と同じ文面で良いんじゃないかな、と思います。

【平野会長】

まずは事務局の方で直近の同様の案件に出している文言を参考にさせていただいて。この会議としては私と事務局に一任いただくという形で、実際は委員の皆さんに確認のメールを差し上げますのでよろしくお願いします。丸尾先生もそれでよろしいですか。

【丸尾委員】

はい。

【平野会長】

ではそういう方向でこの件は進めたいと思います。

事務局、会長一任と言うことで、今日で結審ですので、会議としてはそれでお願いしたいと思います。実際には（植物の項目について）野口先生に起案いただいて、最終案を各自へメールで確認させていただきたいと思います。事務局、それでよろしいですね。（事務局了承）

では答申の形成はこれで終わりにしたいと思います。

②宮城県環境影響評価技術審査会における Web 会議システムを利用した会議への出席の取扱いに関する規程について

【平野会長】

では審査事項（2）「宮城県環境影響評価技術審査会における Web 会議システムを利用した会議への出席の取扱いに関する規程」について、事務局からお願いします。

【事務局】

資料 2-1, 資料 2-1 について説明。

【平野会長】

いかがでございましょう。中身としては、宮城県庁で開催される他の様々な審議会等々のうち、ウェブ会議で行われているものと合わせた文言となっております。基本的には私どもが行っている会議というものがウェブ会議でも行われているということ。最初の前文の部分ですね、「会議をウェブ会議システムを利用して実施するに当たり」というところで読み込ませていただいて、ウェブ会議も環境影響評価条例という会議であると宣言したうえで、その出席に関して他の審議会等々ウェブでやっているものと総則を合わせているというものとなっております。

よろしいですかね。なにか御質問御意見ございましたら。

【由井委員】

この規程の中身はこれで結構だと思うのですが。わからないところがありまして。ウェブ会議の場合に、公開されているということは私どもの映像が全国に流れていることでしょうか。

【事務局】

現状としては、これが全国に配信されているものではございませんが、今回も、画面右上に「ウェブ会議システム」とあるのですけれども（※画面の参加者リストに表示される傍聴席用アカウント名のこと。事務局とは別の部屋に会場を設けている）、傍聴席用の会場を設定して、そこにお越しいただいた方に現状の会議が傍聴可能な状態にしております。

【由井委員】

なるほど。そうしますと、個人の顔や背景は映っていないということですね。

【事務局】

現状、この画面と同様のモニターを傍聴者は見る事ができる状況になっておりますので、委員の皆様のお顔ですとか、例えば背景、居室等を公開されている場合は、ある程度、目を凝らせば見える状態にはなっているかと思えます。

【平野会長】

すいません、私から質問ですけど、傍聴室のディスプレイに表示しているのは、画面レイアウトはグリッド（※出席者全員が画面上に当分割表示）なのか、ステージ（※発言者が画面上に拡大表示され、ほかの参加者は小さく当分割表示）なのか、フォーカス（※発言者のみ画面上に表示）なのか。グリッドなのですか。

【事務局】

グリッドで示されている状態です。

【平野会長】

全員の画面が（同時に）見えるんだ。

【事務局】

そうですね。

【平野会長】

フォーカスの方がいいのではないですかね。まあ、いいですけど。

【事務局】

傍聴席側の表示は御発言者のみ拡大表示されるようなかたちですか。

【平野会長】

その方がいいような。

【事務局】

そういった設定も可能です。（傍聴席の画面をカメラで映しながら）ちょうど今、等間隔で見える状態にしておりました。

【由井委員】

このぐらいの映像なら、個人の家までわからないから（いいですね）。ステイホームでやっていると、家の中まで覗かれちゃうわけですよ。だから、その辺がちょっと困る場合はあると思うので。このぐらいのカメラ（映像）ならいいんですけど。それから、（この会議が）全国に放送されているのではないと言うことで了解いたしました。

【平野会長】

基本的にこれは、環境影響評価条例でいうアナログの会議の代替として、会議をウェブ会議として実施するという事なので、あらゆることを準用するという事なので。もともと対面で実施する会議も全国にテレビ中継、ネット中継なんてしてありませんので、同じ対応をしていくことが基本になるかと思います。

【由井委員】

わかりました。

【平野会長】

でも由井先生の話ですと、今まで実施してきたようにグリッドタイプのレイアウトで傍聴室で見ていただいた方が良くもありませんね。

【由井委員】

はい、お願いします。

【平野会長】

他、何か御質問、コメントございませんでしょうか。ウェブ会議全般についてでもかまいません。

【太田委員】

5 番目の「非公開に行うときに、委員以外のものに視聴させてはならない」ということなのですが、具体的な話として、今は一人なのですが、他に人がいる部屋で参加しないといけない時は、画面は隠せないのですが、イヤホンをして発言内容が聞こえないようにすればいい、という考えでいいですかね。

【平野会長】

これは悩ましいですね。杓子定規にお答えするとダメですって感じですかね。ただ、音声繋がってれば会議に参加とっているの、まあ、音声が聞こえなければいいという運用でも良いような気がします。要は県庁全体として同じオペレーションです。事務局、いかがでしょう。どこまでの情報が出なければ秘密を守っていることになるのか。

【事務局】

その点については、事務局で検討した上で改めて御報告させていただいてよろしいでしょうか。

【平野会長】

はい、そうしてください。

すみません、これも今日決めなければいけないので、その件は会長に一任いただいたという形でよろしいですか、太田先生。

【太田委員】

はい。文言上はこのままだと思いますので、運用上どうかということ（示してください）。

【平野会長】

そっか、文言は代わらないからいいですね。

村田先生、お待たせしました。

【村田委員】

私もちょっと質問で、文書を見る限りたぶん大丈夫だと思うのですが、今日は全員ウェブ参加なのですが、対面での会議が再開した時に、基本は（会場に）来るのだけど、来れないからリモートで出たいといった時に、一部の委員がウェブ会議で参加っ

て言うのもオッケーなんですかね。一応、案を見る限りそういうことは想定していないのかもしれませんが、ダメともなんとも書いていないのでありなのかなー、と。そこら辺はどういった想定なのですか。

【平野会長】

これは今後先生方も含めて相談かと思います。このルールに関して言うと、「会長が必要と認めるときは、委員がウェブ会議システムにより出席することができる」とありますので、要はみんな対面でやっているんだけれども、私がいいと言えばウェブ会議として参加することも出席と見なすっていうふうに読めますので。ただ、そういう運用をするかどうかと、これも運用の問題なので改めて御相談させていただければと思います。

はい、事務局。

【事務局】

同様のウェブ会議を利用している他の委員会等で、会長がおっしゃったように、一部の委員がご都合によりウェブで参加することを認めておりますので、今後もこの会議においても同様の扱いになると思います。

【平野会長】

はい、そうしていきましょう。基本的にウェブ会議って一カ所にたくさん人間がいるとハウリングやマイクの問題等で大変なんです。ただ、今日は事務局が広い立派な部屋で会議をやっていて、それなりの間隔と人数でうまく声も聞こえているので、できそうな気がしますので。ハイブリッド型の、直接参加とウェブ参加と両方交えてぜひやっていこうかと思います。これは今日のルールと直接関係ありませんが。よろしいですかね、そんな方針で。

他、いかがでしょう。はい、永幡先生。

【永幡委員】

ウェブ会議全般のことで一言なんですけど、今日みたいに答申の文言を調整する時とか、チャット機能を使うと細かいところをチェックしやすいかなと思うので、どうせウェブ会議でやるのだったらそういう機能を利用することを考えると（いいと思います）。すべてでやれと言っているのではなくて、言葉の調整とか、シビアなところであったり、そういうところだけでいいのですけど、何か考えられればいいのではと思いました。

【平野会長】

せっかくウェブでやるんだからフル活用しようという、永幡先生がおっしゃることはよく分かるのですが。

ただ、傍聴人の方がいらっしゃるときに、先ほどの等分割表示の画面ではチャットの文字は絶対に見えないので。対面会議の時に、傍聴人に悟られないように委員同士でメモを回しているのってすごく感じ悪いですよね。それと同じ状況になってしまう気がするの、チャットは使わず、ちょっと面倒くさくても口頭で話していただくのが、傍聴

者がいらっしやる会議でやるうえでは必要なのかと、直感的には思うのですがいかがでしょう。

【永幡委員】

なんでもチャットでやれと言っているのではなくて、文言を（チャットと発言を）併用しながらというイメージで考えています。

【平野会長】

そうですね。漢字の間違いとか、チャットで送りましたって。しゃべって説明するよりは書いて送った方が早いでもんね。

【永幡委員】

たぶん書いた方が早い時っていくつかあると思うので、そういうときは積極的に使っていてイメージで良いかと思えますけども。それをみんなで共有した方がいいかな、と思いました。

【平野会長】

はい、わかりました。そういう、感じが悪くならないチャットの使い方を是非やっていきましょう。ただ、その場合、議事録はどうしますか。

【永幡委員】

議事録の時は、書き方は工夫が必要かもしれませんが、具体的にこの文言をチャットで送りました、みたいなことを書くとか、そういう風にしたらいいんじゃないでしょうか。基本、しゃべりベースで会議は進んでいて、ところどころ細かなところの確認にチャットを用いて、（議事録では）「ここはチャット上で確認した」って書き方で（記録に残すのは）いかがでしょうか。

【平野会長】

はい。そうですね。傍聴人だけじゃなくて、どう記録を残すかって話もあるのですよ。ちょっと事務局と検討させてください。永幡先生のおっしゃる通り、いつも由井先生にも漢字まで含めて丁寧に文言を教えていただいているので、ぱぱっと打っていただいたほうがお互い間違いもない気がするのですが。ただそうすると、議事録をどう残すんだという技術的な話もありますし、傍聴人との関係もありますので、ちょっと宿題とさせていただきます。よろしいですか。（永幡委員了承）

はい、他いかがでしょう。

では、この規定そのものは、資料2-2ですね、この規定を制定することについてこれは多数決を取ったほうが良いかと思いますので、賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

出席委員全員賛成ですね。では、この規定を本日から施行して、運用してまいりたいと思いますので、ちょっと遅ればせながらではございますが、よろしく願います。

それでは最後に「その他」です。何かございますか。では事務局から。

(4) その他

【事務局】

事務局から連絡させていただきます。本日審査賜りました審査事項 1「(仮称) 稲子峠ウィンドファーム 環境影響評価方法書」につきましては、技術審査会答申を参考とさせていただきます、令和 3 年 5 月 18 日までに経済産業大臣あて知事意見を提出する運びとなります。審査事項 2「宮城県環境影響評価技術審査会における Web 会議システムを利用した出席の取り扱いに関する規程」につきましては、本日付で施行となります。引き続き会の円滑な進行にご協力いただきますようお願いいたします。

次回、新年度における第一回審査会につきましては、4 月 14 日(水)に開催を予定しておりますので、御多忙の所大変恐れ入りますが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

【平野会長】

次回、新年度に入りいきなり 4 月 14 日でございますが、事務局の人事異動がどれくらいかはわかりませんが、少なからずあるかと思っておりますので、できれば会議の中で事務局一人一人の自己紹介をいただければと思います。よろしいですね。(事務局了承)

はい、今の事務局の報告に御質問等ございますか。

では、これにて議事の一切を終了して、進行を事務局にお返しします。ありがとうございました。

【事務局】

平野会長、委員の皆様お疲れ様でした。以上で、環境影響評価技術審査会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。